# 入札公告（説明書）

令和8年11月17日
東日本高速道路株式会社　関東支社　支社長　金田　泰明

次のとおり条件付一般競争入札について公告します。

本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和8年7月版）（以下「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告4-2-1に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

なお、契約情報公表要領に基づき、本件が契約締結に至った場合は、契約締結後、遅滞なく競争参加者情報及び入札情報（評価点を含む）を当社ホームページで公表します。

１．調達手続の概要

| | | |
|---|---|---|
| 1-1 | 契約件名（調査等名） | 東北自動車道　加須管内橋梁補修図面作成業務 |
| 1-2 | 業務概要 | 業務箇所、数量及び履行期間等については、別添『特記仕様書』又は『金抜設計書』を参照のこと |
| 1-3 | 契約責任者 | NEXCO東日本　関東支社　支社長　金田　泰明 |
| 1-4 | 契約担当部署 | NEXCO東日本　関東支社　技術部　調達契約課<br>（住所）〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20<br>（電話）048-631-0020<br>（Mail）ki-co-kanto@e-nexco.co.jp |
| 1-5 | 入札方法 | 電子入札 |
| 1-6 | 契約書の作成 | 必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[26]を参照のこと |
| 1-7 | 支払条件 | 前金払の有無：「有」 |
| 1-8 | 入札手続き日程 | 本書『2.入札手続き日程』を参照のこと |
| 1-9 | 競争参加資格要件等 | 本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと |
| 1-10 | 指名併用理由 | 本件競争入札においては非該当 |
| 1-11 | 設計業務成果品等の貸与 | 入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「無」 |
| 1-12 | 見積活用方式の有無 | 「無」 |
| 1-13 | その他 | ・本件は「質問一括回答試行対象」である。<br>※詳細については、本書2-16、2-17及び別添1「質問一括回答試行対象工事等」を参照のこと。 |

２．入札手続き日程

| | | |
|---|---|---|
| 入札公告日 | | 令和8年11月17日 |
| 2-1 | 審査基準日 | 本書2-3に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日 |
| 2-2 | 契約図書の配布期間 | 入札公告の日から令和8年12月16日まで |
| 2-3 | 競争参加資格確認申請書の提出期限 | 【提出期限】<br>入札公告の日から令和8年12月16日　16時00分まで<br>※共通入札公告4-3-1～4-3-4に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。<br><br>【提出方法】<br>入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。<br>※電子入札システム、電子メールで送信する場合は押印不要とする。<br>※なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9]〔2〕(6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。<br>※電子メールで送信する場合、「担当者連絡先届（様式2）により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。<br>※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2 条第2 項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により正１部・副１部を提出すること。なお、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。<br><br>【提出書類】<br>(1)　競争参加資格確認申請書（様式1）<br>(2)　担当者連絡先届（様式2）<br>(3)　技術資料(様式3)（※Microsoft Excelにより提出すること。）<br>(4)　業務実施体制（様式4） |
| 2-4 | 競争参加資格確認結果通知日 | 令和9年1月12日を予定 |
| 2-5 | 競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日 | 競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内の休日を除く、毎日10時00分から16時00分まで |
| 2-6 | 技術提案書の提出期限 | 本件競争入札においては非該当 |
| 2-7 | 技術提案書に関するヒアリング期間 | 本件競争入札においては非該当 |

| | | |
|---|---|---|
| 2-8 | 技術提案書の特定通知日 | 本件競争入札においては非該当 |
| 2-9 | 非特定通知にかかる理由の説明請求期限日 | 本件競争入札においては非該当 |
| 2-10 | 参考見積書の提出期限 | 本件競争入札においては非該当 |
| 2-11 | 参考見積書に関する問い合わせ期間 | 本件競争入札においては非該当 |
| 2-12 | 訂正参考見積書提出期限 | 本件競争入札においては非該当 |
| 2-13 | 入札書の提出期限 | 【提出期限】<br>令和9年1月19日　16時00分<br>※共通入札公告4-4に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。<br>【提出方法】<br>入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[14]に従い、電子入札システムにより提出すること。<br><br>【提出書類】<br>(1)　入札書 |
| 2-14 | 開札日時 | 令和9年1月20日　10時00分 |
| 2-15 | 開札場所 | 本書1-4.に示す契約担当部署 |

| | | |
|---|---|---|
| 2-16 | 本件競争入札に関する質問受付期間 | 【受付質問内容】<br>質問書A：　申請書等に関する質問<br>質問書B：　対象外<br>質問書C：　対象外<br>質問書D：　設計図書に関する質問<br>【受付期間】<br>質問書A：　入札公告の日から令和8年12月2日 16時00分まで<br>質問書B：　対象外<br>質問書C：　対象外<br>質問書D：　入札公告の日から令和8年12月16日 16時00分まで<br>【受付場所】<br>本書1-4.に示す契約担当部署<br><br>【受付方法】<br>質問書面（別紙質問書様式）を電子メール又は書留郵便等により提出（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期間内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ゆうパック、宅配便、ZIPファイル形式による提出は受け付けない。）<br>※質問書面（別紙質問書様式）を書留郵便等または電子メールにより休日を除く毎日16時までに提出すること。<br>※16時を過ぎた場合は、翌日（休日を除く）に提出したものとする。<br>※2-3に示す申請書等提出期限日以降は、申請書等を提出しない者、又は競争参加資格「無」と通知された者（段階的選抜方式の場合は非選抜者、プロポーザル方式の場合は非選定者を含む）については、質問書を受け付けない。 |
| 2-17 | 質問に対する回答期間 | 【回答内容】<br>質問書A：　申請書等に関する質問に対する回答<br>質問書B：　対象外<br>質問書C：　対象外<br>質問書D：　設計図書に関する質問に対する回答<br>【回答日】<br>質問書A：　令和8年12月9日<br>質問書B：　対象外<br>質問書C：　対象外<br>質問書D：　令和9年1月12日<br>【回答方法】<br>NEXCO東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「該当する契約件名」の「その他情報」）に、各受付期間に受領した質問に対する回答を一括して掲載する。<br><br>上記質問書における各受付期間を超過し質問書を提出した場合、これに対する回答は行わない。<br>※詳細については、別添1「質問一括回答試行対象工事等」を参照のこと。 |
| 2-18 | 資料の閲覧期間（設計業務成果品等の貸与） | 本件競争入札においては非該当 |

# 競争参加資格要件等一覧表

<table>
<tr><td colspan="3">調査等名</td><td colspan="4">東北自動車道　加須管内橋梁補修図面作成業務</td></tr>
<tr><td rowspan="8">調達手続の概要</td><td colspan="2">競争契約の方法</td><td colspan="4">条件付一般競争入札方式</td></tr>
<tr><td colspan="2">落札者の決定方法</td><td colspan="4">総合評価落札方式</td></tr>
<tr><td colspan="2">見積活用方式の対象</td><td colspan="4">無</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価値の算出方法</td><td colspan="4">加算方式</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札ボンド</td><td colspan="4">対象外</td></tr>
<tr><td colspan="2">履行ボンド</td><td colspan="4">対象</td></tr>
<tr><td colspan="2">審査時期</td><td colspan="4">事前審査</td></tr>
<tr><td rowspan="11">競争参加要件</td><td colspan="2"></td><td colspan="4">下記に示す業種区分の「令和　7・8 年度競争参加資格」を有する者であること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">業種区分</td><td colspan="4">橋梁設計</td></tr>
<tr><td rowspan="2">競争参加希望者に求める事項</td><td>審査基準</td><td colspan="4">審査基準日において、平成23年度以降に公共発注機関※から直接仕事を受ける企業（以下、「元請」という）として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。<br><br>※公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいう。</td></tr>
<tr><td>同種業務</td><td colspan="4">業務実績情報システム（以下、「テクリス」という。）の業務実績データ（技術データ）で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。
<table>
<tr><th>業務分野</th><th>業務段階1</th><th>業務段階2</th><th>業務段階3</th></tr>
<tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>基本（予備・概略）設計</td><td></td></tr>
<tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>実施（詳細）設計</td><td></td></tr>
<tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>施工計画</td><td></td></tr>
<tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>維持管理</td><td></td></tr>
<tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>現橋拡幅</td><td>基本（予備・概略）設計</td><td></td></tr>
<tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>現橋拡幅</td><td>実施（詳細）設計</td><td></td></tr>
<tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>現橋拡幅</td><td>施工計画</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td rowspan="4">配置予定管理技術者に求める事項</td><td>審査基準</td><td colspan="4">審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。</td></tr>
<tr><td>同種業務</td><td colspan="4">平成23年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の経験を有すること。<br><br>業務実績情報システム（以下、「テクリス」という。）の業務実績データ（技術データ）で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。
<table>
<tr><th>業務分野</th><th>業務段階1</th><th>業務段階2</th><th>業務段階3</th></tr>
<tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>基本（予備・概略）設計</td><td></td></tr>
<tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>実施（詳細）設計</td><td></td></tr>
<tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>施工計画</td><td></td></tr>
<tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>維持管理</td><td></td></tr>
<tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>現橋拡幅</td><td>基本（予備・概略）設計</td><td></td></tr>
<tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>現橋拡幅</td><td>実施（詳細）設計</td><td></td></tr>
<tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>現橋拡幅</td><td>施工計画</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>技術者資格</td><td colspan="4">次に示すいずれかの技術者資格を有する者であること。
<table>
<tr><td>1</td><td>技術士</td><td>総合技術監理部門</td><td>建設－鋼構造及びコンクリート</td></tr>
<tr><td>2</td><td>技術士</td><td>建設部門</td><td>鋼構造及びコンクリート</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="3">上記2と同等の能力と経験を有する者※1</td></tr>
<tr><td>4</td><td>国土交通省登録技術者資格</td><td>橋梁</td><td>計画・調査・設計</td></tr>
<tr><td>5</td><td>RCCM</td><td>鋼構造及びコンクリート</td><td></td></tr>
<tr><td>6</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>特別上級土木技術者</td><td>鋼・コンクリート</td></tr>
<tr><td>7</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>上級土木技術者コースA・B</td><td>鋼・コンクリート</td></tr>
<tr><td>8</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>1級土木技術者コースA・B</td><td>鋼・コンクリート</td></tr>
</table>
※1　上記3に示す、「同等の能力と経験を有する者」とは、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る）にあって、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている技術者をいう。<br>※　上記の資格について、現在の資格名称等（部門名称等を含む。以下同じ。）と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。</td></tr>
<tr><td>手持ち業務量</td><td colspan="4">手持ち業務量が、以下の①に該当しないこと。<br><br>①1件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が10件以上。なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記①の件数を5件以上とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務実施体制</td><td colspan="4">業務実施体制が、以下の①又は②のいずれにも該当しないこと。<br><br>①再委任の内容が「主たる部分」若しくは「秘密情報及び個人情報」の処理に係る場合。<br>②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。</td></tr>
<tr><td colspan="2">競争参加資格未資格者</td><td colspan="4">施工管理（調査等）業務の受注者</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>業務名）　保全点検業務等の実施に関する細目協定　保全施工管理業務（加須管理事務所）</td><td colspan="3">受注者名）（株）ネクスコ東日本エンジニアリング</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>業務名）　－</td><td colspan="3">受注者名）－</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="4">－</td></tr>
</table>

技術者資格に関する契約履行要件等一覧表【配置予定技術者に契約後に求める要件】

<table>
<tr><td rowspan="3">契約履行要件<br>(契約後に技術者を配置するための要件：調達手続き中の配置は不要)</td><td rowspan="3">配置予定照査技術者に求める事項</td><td>配置基準</td><td>履行期間の開始日(「余裕期間制度」を適用した業務は、受注者が設定した業務の始期日)に、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できること。</td></tr>
<tr><td>技術者の配置</td><td>必要</td></tr>
<tr><td>技術者資格</td><td>次に示すいずれかの技術者資格を有する者であること。
<table>
<tr><td>1</td><td>技術士</td><td>総合技術監理部門</td><td>建設－鋼構造及びコンクリート</td></tr>
<tr><td>2</td><td>技術士</td><td>建設部門</td><td>鋼構造及びコンクリート</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="3">上記2と同等の能力と経験を有する者※1</td></tr>
<tr><td>4</td><td>国土交通省登録技術者資格</td><td>橋梁</td><td>計画・調査・設計</td></tr>
<tr><td>5</td><td>RCCM</td><td>鋼構造及びコンクリート</td><td></td></tr>
<tr><td>6</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>特別上級土木技術者</td><td>鋼・コンクリート</td></tr>
<tr><td>7</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>上級土木技術者コースA・B</td><td>鋼・コンクリート</td></tr>
<tr><td>8</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>1級土木技術者コースA・B</td><td>鋼・コンクリート</td></tr>
</table>
※1 上記3に示す、「同等の能力と経験を有する者」とは、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る)にあって、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている技術者をいう。<br>※ 上記の資格について、現在の資格名称等(部門名称等を含む。以下同じ。)と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。</td></tr>
</table>

# 技術評価項目及び技術評価基準

**技術評価を行うため競争参加希望者に提出を求める競争参加資格確認申請書の作成、技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。**

| 総合評価落札方式 | 技術評価点(満点)(注1) | 100点 |
|---|---|---|

<table>
<tr><th colspan="3">評価項目</th><th>評価基準</th></tr>
<tr><td>競争参加希望者の経験及び能力</td><td>資格・実績・成績等</td><td>競争参加希望者の同種業務実績</td><td>
提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。
<table>
<tr><th colspan="4">評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th></tr>
<tr><td colspan="4">評価点= 配点(20点) × 係数a</td><td rowspan="6">0～20点</td><td rowspan="6">20点</td></tr>
<tr><td colspan="4">係数 a の設定は下記のとおり</td></tr>
<tr><td></td><td>同種業務の受渡しが令和5年4月1日以降である場合</td><td>同種業務の受渡しが令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合</td><td>同種業務の受渡しが平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合</td></tr>
<tr><td>同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr>
<tr><td>同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr>
<tr><td>上記に該当しない</td><td colspan="3">0.00</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>競争参加希望者の経験及び能力</td><td>資格・実績・成績等</td><td>競争参加希望者の同種業務の成績</td><td>
提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。
<table>
<tr><th colspan="4">評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th></tr>
<tr><td colspan="4">評価点= 配点(20点) × 係数a × (同種業務実績の業務評定点-70)/20<br>(評価点の算定値は小数第４位以下を切り捨てとする)</td><td rowspan="6">0～20点</td><td rowspan="6">20点</td></tr>
<tr><td colspan="4">係数 a の設定は下記のとおり</td></tr>
<tr><td></td><td>同種業務の受渡しが令和5年4月1日以降である場合</td><td>同種業務の受渡しが令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合</td><td>同種業務の受渡しが平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合</td></tr>
<tr><td>同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr>
<tr><td>同種業務実績が国土交通省の発注業務</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr>
<tr><td>上記に該当しない</td><td colspan="3">0.00</td></tr>
</table>
◇留意事項<br>
1. 業務評定点が90点以上の場合、業務評定点を90点とする。<br>
2. 業務評定点が70点以下、又は業務評定点が確認できない場合は、業務評定点を70点とする。
</td></tr>
<tr><td>競争参加希望者の経験及び能力</td><td>資格・実績・成績等</td><td>競争参加希望者のワーク・ライフ・バランス関連制度認定の取得</td><td>
提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。
<table>
<tr><th colspan="2">評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th></tr>
<tr><td rowspan="2">審査基準日において、次の制度認定の取得状況について評価する。<br><br>1)女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業(1段階目/2段階目/3段階目)・プラチナえるぼし認定企業)<br>2)次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業(平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準/令和7年4月1日以降の基準)・トライくるみん認定企業(令和7年3月31日までの基準/令和7年4月1日以降の基準)・プラチナくるみん認定企業(令和7年3月31日までの基準/令和7年4月1日以降の基準))<br>3)青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール認定企業)</td><td>①左記の1)から3)の認定のうち1つ以上を取得している</td><td>5点</td><td rowspan="2">5点</td></tr>
<tr><td>②左記の1)から3)のいずれも認定を取得していない</td><td>0点</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>競争参加希望者の経験及び能力</td><td>表彰等</td><td>競争参加希望者の同一業種区分の表彰実績</td><td>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。
<table>
<tr><th colspan="4">評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th></tr>
<tr><td colspan="4">評価点= 配点(5点) × 係数a<br>係数 a の設定は下記のとおり</td><td rowspan="4">0～5点</td><td rowspan="4">5点</td></tr>
<tr><td></td><td>表彰日が令和6年4月1日以降である場合</td><td>表彰日が令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間の場合</td><td>表彰日が平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合</td></tr>
<tr><td>同一業種区分においてNEXCO東日本の社長表彰又は優秀業務の実績</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr>
<tr><td>同一業種区分においてNEXCO東日本の優良業務の実績</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr>
<tr><td colspan="4">上記に該当しない</td><td colspan="2">0.00</td></tr>
</table>
◇留意事項<br>1. NEXCO東日本からの表彰を受けた優秀業務等で、かつ、競争参加資格における業種区分が本業務と同一である場合に評価する。<br>なお、「優秀業務」および「優良業務」とは、それぞれ各支社が規定する優秀工事等表彰における表彰区分をいう。<br>2. なお、複数表彰実績がある場合の評価は、合算評価せず、提出された表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。</td></tr>
<tr><td>配置予定管理技術者の経験及び能力</td><td>資格・経験・成績等</td><td>配置予定管理技術者の資格</td><td>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。
<table>
<tr><th colspan="2">評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th></tr>
<tr><td rowspan="3">技術部門・科目・種類に応じ評価する。<br><br>外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</td><td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_配置予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の1～3に該当する</td><td>20点</td><td rowspan="3">20点</td></tr>
<tr><td>②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_配置予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の4～8に該当する</td><td>10点</td></tr>
<tr><td>③上記に該当しない</td><td>不適</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>配置予定管理技術者の経験及び能力</td><td>資格・経験・成績等</td><td>配置予定管理技術者の同種業務経験</td><td>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。
<table>
<tr><th colspan="4">評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th></tr>
<tr><td colspan="4">評価点= 配点(20点) × 係数a<br>係数 a の設定は下記のとおり</td><td rowspan="4">0～20点</td><td rowspan="4">20点</td></tr>
<tr><td></td><td>同種業務の受渡しが令和5年4月1日以降である場合</td><td>同種業務の受渡しが令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合</td><td>同種業務の受渡しが平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合</td></tr>
<tr><td>同種業務経験がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr>
<tr><td>同種業務経験が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr>
<tr><td colspan="4">上記に該当しない</td><td colspan="2">0.00</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>配置予定管理技術者の経験及び能力</td><td>資格・経験・成績等</td><td>配置予定管理技術者の同種業務の成績</td><td>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。
<table>
<tr><th colspan="4">評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th></tr>
<tr><td colspan="4">評価点= 配点(10点) × 係数a × (同種業務経験の技術者評定点-70)/20<br>(評価点の算定値は小数第４位以下を切り捨てとする)<br>係数 a の設定は下記のとおり</td><td rowspan="4">0～10点</td><td rowspan="4">10点</td></tr>
<tr><td></td><td>同種業務の受渡しが令和5年4月1日以降である場合</td><td>同種業務の受渡しが令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合</td><td>同種業務の受渡しが平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合</td></tr>
<tr><td>同種業務経験がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr>
<tr><td>同種業務経験が国土交通省の発注業務</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr>
<tr><td colspan="4">上記に該当しない</td><td colspan="2">0.00</td></tr>
</table>
◇留意事項<br>1. 技術者評定点が90点以上の場合、技術者評定点を90点とする。<br>2. 技術者評定点が70点以下、又は同種業務経験の従事役職及び従事役職での技術者評定が確認できない場合は、技術者評定点を70点とする。</td></tr>
<tr><td colspan="4">(注1)技術評価点は、上記技術評価項目及び評価基準に基づく配点(満点100点)を技術評価点の配点(満点60点)に換算するときに算定された小数点4位以下を切捨てた値とする。</td></tr>
</table>